令和８年（フ）第１７０号
高知市城山町250番地２
債務者　山本　雅治
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１２号
高知市朝倉本町１丁目３番２―101号　県営住宅朝倉団地
債務者　山田　邦代
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目１番48号
債務者　中村美夕姫（旧姓　忠岡）
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５２号
北海道室蘭市絵鞆町２丁目12番２―106号
債務者　渡邊比登美
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１２号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目11番21―202号
債務者　川崎千代子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１３８号
北海道帯広市柏林台南町４丁目１番地　柏林台団地南町９号棟914号室
債務者　道言　清美（旧姓猪股）
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
北海道帯広市東７条南10丁目11番地２　Ｃｈｅｌｓｅａ　203
債務者　棟方　靖子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２３２号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第44地割63番地１
債務者　佐々木美花子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４２号
岩手県滝沢市狼久保603番地24
債務者　長澤　優太
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２６９号
盛岡市門一丁目９番26号　ダイセンＤ103号、前住所岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第30地割44番地
債務者　中澤　正明
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１２８２号
東京都立川市砂川町４丁目６番地の10パレ・フルール304号
債務者　浅野ま友子
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８４号
東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目９番２号高齢者総合福祉施設吉祥寺ホーム
債務者　加川　秀広
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６４号
新潟県阿賀野市下条町２番12号
債務者　阿部　正行
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２１２号
香川県高松市東山崎町514番地　市住Ｅ―12
債務者　下込　　剛
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１７号
香川県高松市林町2564番地７　エスポワール林404
債務者　中畑　由佳子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８０号
長崎県諫早市厚生町３番24号　コーポ津村101号
債務者　柴原　隆宏
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８２号
長崎県諫早市永昌町23番60号　ベルソフィア毎熊102号
債務者　島田　一徳
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係